

身延町告示第22号

地方自治法第260条の38第1項の規定により、次の認可地縁団体が所有する下記不動産の所有権の保存又は移転に関する申請を相当と認め、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月29日

身延町長 望 月 仁



1. 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称: 大工町区

区域: 身延町行政連絡員規則(平成16年9月13日規則第4号)第3条に

定める大工町区の区域

主たる事務所の所在地: 身延町下山2569番地1

2. 不動産に関する事項

• 土地

地 目	面積	所 在 地
①宅地	2 3 1. 2 5 m ²	身延町下山字番匠小路2569番地1
②公衆用道路	9. 16 m²	身延町下山字番匠小路2569番地2

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

①及び②

氏名又は名称:村松 ふやの(持分2分の1) 住所: 東京都品川区東中延一丁目365番地

- 3. 申請事項に関し異議申し出ができる者
 - (1) 申請不動産の表題部所在地又は所有権の登記名義人
 - (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
 - (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 4. 異議申出の期間

平成28年3月29日から平成28年6月29日まで

5. 異議申出の方法

「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」及び当該申請書に記載する書類を添付して提出

提出先:身延町切石350番地 身延町役場総務課